|  |  |
| --- | --- |
| 班 | 活動詳細 |
| 総括・  情報班 | 3.他組織との連携  防犯訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るよう努めるものとする。なお、地域内に事業所を有する事業者（企業、工場、商店等と連携を図るよう努め、必要に応じて「協定書」「覚書」等を交わし、大規模災害発生時の良好な連携体制の構築を図る。 |
| 避難誘導班 | 水害発生危険や火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがある時は、改により避難を行う。  1. 避難誘導の指示  市から発令される避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）に従い、又は隊長が必要と認めた時は、隊長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。  2.：  避難誘導  避難誘導班は、隊長の指示を受けた時は、避難計画書に基づき住民を避難場所等に誘導する。  3. 避難所の開設、運営  避難所の開設、運営は「避難所運営マニュアル」により行う。  4．避難計画書  避難計画書は各支部にて作成する  5. 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等平時から地域内の避難施設や広場等の把握に努め、良好な管理状況が保たれるよう努める。なお、毎月1日の「市民防災の日」や28日の「県民防災点検の日」など、隊員連携のもと定期点検を行うよう努める。 |
| 避難行動要支援者支援班 | 1. 避難行動要支援者名簿及びマップ  災害時に避難状況を把握するとともに、災害時の円滑な支援体制を構築するため、市から提供される避難行動要支援者名簿などを用いて、平常時にマップ作製や支援担当者をあらかじめ割り振り、見守りなどに努める。  なお、市は避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、適切に避難行動要支援者情報を提供する。  2．避難行動要支援者の避難支援、救出・救護方法の検討避難行動要支援者に対する円滑かつ効率的な避難支援、救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練等に反映する。  なお、専門的見地からの支援方法について、市、地域、消・水防団等は協力して検討するとともに、私心、マニュアル、個別計画等の策定に努める。 |
| 給食・給水班 | 避難所等における給食・給水は「避難所運営マニュアル」により行う。 |